

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年12月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400454号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400087号

第1 結論

1 請求者のA社における平成9年11月1日から同年12月1日までの期間及び平成10年6月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年11月及び平成10年6月の標準報酬月額については22万円から24万円とする。

平成9年11月及び平成10年6月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年11月及び平成10年6月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年10月1日から平成10年10月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、B社(厚生年金保険の適用事業所は、A社)に勤務した期間のうち、請求期間については、ねんきん定期便に記載された厚生年金保険料納付額と、同社から受け取った給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額が相違していることが分かった。調査の上、給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成9年11月1日から同年12月1日までの期間及び平成10年6月1日から同年7月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書(平成9年11月分、同年12月分、平成10年6月分及び同年7月分)により、当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額(26万円)及び厚生年金保険料控除額(1万6,380円)に見合う標準報酬月額(24万円)は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(22万円)を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成9年11月1日から同年12月1日までの期間及び平成10年6月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成9年11月及び平成10年6月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成10年7月1日から同年8月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書（平成10年7月分及び同年8月分）により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額（1万6,380円）に見合う標準報酬月額（24万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（22万円）を上回っていることが確認できるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額（22万円）と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。
- 3 請求期間のうち、平成9年10月1日から同年11月1日までの期間、平成10年3月1日から同年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年6月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書（平成9年11月分、平成10年4月分及び同年6月分）により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額（1万6,380円）に見合う標準報酬月額（24万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（22万円）を上回っていることが確認できるものの、A社及びB社は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保有しておらず、請求者も当該期間に係る報酬月額を確認できる給与明細書を保有していない上、同社からの給与振込が確認できる資料として請求者から提出された預金通帳（以下「預金通帳」という。）からは、当該期間に係る報酬月額を確認又は推認することができないことから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。
- 4 請求期間のうち、平成9年12月1日から平成10年1月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書（平成9年12月分、平成10年4月分及び同年8月分）により、請求者の当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録により確認で

きる標準報酬月額（22万円）と同額であることが確認できる上、A社及びB社は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保有しておらず、請求者も当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書を保有していない上、預金通帳からは、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができないことから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

- 5 請求期間のうち、平成10年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間について、A社及びB社は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保有しておらず、請求者も当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書を保有していない上、預金通帳からは、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成10年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、平成10年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2400741 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（国）第 2400037 号

第 1 結論

平成 2 年 * 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 45 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成 2 年 * 月

私は、請求期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料をきちんと納めていたことは間違いなく、オンラインシステムの誤りを正したい。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、これまでに請求期間の国民年金保険料を納付したとして、年金記録の訂正請求を 14 回行っているが、既に当該訂正請求に対して、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2400453 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2400086 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 39 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成元年 10 月 25 日から平成 2 年 2 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。A 社には、平成元年 10 月 25 日に入社しており、採用面接の際に試用期間が 3 か月あることは聞いていたが、試用期間中と試用期間後に仕事の内容に変わりはなかった。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された「平成元年（1989 年）出納帳」及び雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において、A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上述の「平成元年（1989 年）出納帳」に記載されている内容からは請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社の事業主は、請求者の請求期間に係る雇用形態を確認できる人事資料は、保存期間経過により保有していないが、当該期間当時、同社では、入社後 3 か月間の試用期間があり、試用期間中の者については厚生年金保険に加入させておらず、試用期間終了後、正社員となる者のみ厚生年金保険に加入させていたので、試用期間中の者の給与から厚生年金保険料の控除を行うことはない旨回答及び陳述している。

さらに、オンライン記録により、A 社において、請求者の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる二人について、雇用保険の資格取得年月日を確認したところ、請求者と同様に厚生年金保険被保険者資格の取得年月日より 3 か月程度前に雇用保険の資格を取得していることが確認できることから、同社では、請求期間当時、勤務する従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入する取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。